



2024年5月24日

各位

会社名 株式会社ジャムコ
代表者 代表取締役会長 阿部 俊之
(コード番号 7408 東証プライム)
問合せ先 執行役員
IR担当 夏井 孝之
(TEL. 042-503-9145)

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を2024年6月26日開催予定の当社第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について一部追加を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の機動的な運営を図るべく、現行定款第15条（招集権者および議長）及び第26条（取締役会）に定めるそれぞれの機関の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社は執行役員制度を採用し、役付執行役員を選定していることを踏まえ、「第7章 執行役員」を新設し、関連する条文を第43条（執行役員および役付執行役員）として新設するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、章及び条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的)	第1章 総則 (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 航空機の製造、修理、改造、整備および販売 (2) ~ (19) (条文省略)	第2条 (現行どおり) (1) 航空機(無人航空機を含む。 <u>以下同じ。</u>)の製造、修理、改造、整備および販売 (2) ~ (19) (現行どおり)
第2章 (条文省略)	第2章 (現行どおり)
第3章 株主総会 (招集権者および議長)	第3章 株主総会 (招集権者および議長)

現行定款	変更案
<p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて<u>定める取締役</u>が招集し、その議長となる。ただし、<u>当該取締役</u>に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会)</p>
<p>第 26 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 26 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役会の決議に基づいて定める取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>3.～6. (条文省略)</p>	<p>3.～6. (現行どおり)</p>
<p>第 5 章～第 6 章 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第 5 章～第 6 章 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 7 章 執行役員 (<u>執行役員および役付執行役員</u>)</p>
	<p>第 43 条 <u>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める規程による。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第 7 章 計 算 第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p>第 8 章 計 算 第 44 条～第 47 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2024 年 6 月 26 日 (予定)

以上